

燃 料 買 入 仕 様 書

青森海上保安部

1 件名

(青森) 特高速内燃機油 (4号) 買入 (単価契約)

2 品名・規格及び数量

品名	規格	荷姿(予定本数)		単位	予定数量
特高速内燃機油4号	カストロール HLX40	ドラム缶(209L)	7	L	1,463
特高速内燃機油4号	カストロール HLX40	ペール缶(18L)	15	L	270

※燃料規格は、J I Sに規定する品質による。

3 契約期間

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月13日

4 納入場所

青森海上保安部巡視船おいらせ

5 契約変更

経済情勢の変動その他の事由により、契約単価等の変更を要するときは、協議により変更することができる。

6 納入方法

- (1) 青森海上保安部管理課担当職員、同巡視船おいらせ担当職員(以下、「担当者」という。)の指示に従いドラム缶は搭載船舶の船内タンクへ圧力給油し、ペール缶は担当者の指定した場所(巡視船船内若しくは保安部油庫)に納入すること。
また、給油後のドラム缶については、受注者により引取ること。
- (2) 受注者は、契約期間の初日までに連絡体制表を青森海上保安部管理課担当職員に提出すること。
- (3) 搭載数量・日時・場所は、担当者から事前に通知するので連絡を受けた受注者は、指定された日時、場所に指定数量を納入すること。
- (4) 納入に際しては、受注者等が必ず立ち会うこととし、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。
- (5) 納入及び給油作業に要する必要経費及び納入完了までに受注者の瑕疵により発生した全ての事故の補償等の経費は、全て受注者負担とする。

7 検査

納入時、検査職員による検査を受けること。

8 支払方法

納入検査合格後、1ヶ月毎の支払いとする。

9 その他

- (1) 上記数量は予定数量を示したものであり、実際の納入数量に増減が生じても異議の申立ては行わないものとし、また数量の減に伴う補償的な措置は講じないものとする。
- (2) 法令に定められた書類または資料の提出を求められた場合は、これに応じること。
- (3) 納入にあたり、業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし、又は他に利用してはならない。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合は、青森海上保安部管理課担当職員に連絡し協議のうえ、その指示に従うこと。